

平成21年1月28日(水)

## 企業会計審議会

### 第15回企画調整部会会議録

於 共用第1特別会議室  
(中央合同庁舎第7号館13階)

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○安藤部会長 おはようございます。定刻になりましたので、これより第15回企画調整部会を開催いたします。

皆様にはご多忙のところご参集頂き、誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとり、公開することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご了解頂きましたので、そのように取り扱わせて頂きます。

審議に入らせて頂く前に、幹事の異動がございましたのでご紹介します。

江原幹事が退任され、後任として法務省の萩本修民事法制管理官が就任されております。

萩本幹事です。

○萩本幹事 法務省民事局で民事法制管理官をしております萩本でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤部会長 それでは、審議に入らせて頂きます。

当企画調整部会は、会計基準のコンバージェンスや国際会計基準の世界的な広まり等の会計をめぐる国際的な動向を踏まえ、これまで2回にわたり我が国企業会計のあり方について具体的な検討を行ってまいりました。前回の部会で申し上げさせて頂きましたとおり、これまでのご議論を整理したものを事務局に作成して頂きましたので、本日はそれをたたき台といたしまして、ご議論を頂きたいと考えております。また、その結果を、できますれば、当部会の中間報告（案）というような形でパブリックコメントに付し、広く意見を求めてはどうかと考えておりますので、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。

中間報告（案）をご審議頂く前に、前回の部会前後からの会計基準をめぐる国際的動向につきまして、事務局から説明をお願いします。

○三井企業開示課長 それでは、お配りしております資料のうち資料2という分厚い方の資料を取り出して頂きたいと存じます。後段はこれまでの部会の資料の再掲でございますので、最初の方だけを使用して説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き頂きたいと思えます。EUの同等性評価につきましては、同等であるという評価が最終決定されたことを前回の12月の部会で報告させて頂いております。その後、欧州委員会から最終的な規則が制定されて官報に載っております。9ページから「目論見書指令」、「透明性指令」、それぞれについて掲載させて頂いております。

それから、最近の動きといたしましては、19ページ、20ページでございますが、米国のSECの新委員長候補であるシャピロ候補が上院に呼ばれましてヒアリングを受けております。その際の陳述を19ページに日本語、次のページに英語で載せております。

以上でございます。

○安藤部会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、中間報告（案）の議論に移りたいと思います

委員の皆様には事務局から事前に案を送って頂いていると思いますので、まず事務局よりポイントを説明して頂きます。

○三井企業開示課長 それでは、資料1を取り出して頂きたいと存じます。全体で17ページのものでございます。

目次的なものを最初の1ページに載せております。一、二、三という項目の中にそれぞれ小項目がございます。

まず、一の1、2につきましては、これまでの事実関係でございまして、2ページから4ページまででございます。

そして、5ページからが中味になりますが、5ページから6ページの前段にかけましてはこれまでの議論でございます。

それから、6ページの後段、「(2) IFRS適用に向けた課題」から「(3) 任意適用」の直前でありまして11ページの1行目までが課題でございまして、ここに書いてありますことは、前回の12月の部会の場に提出させて頂いた三段表の真ん中のところの内容を基本的には踏襲しております。もちろん文章にするために多少整理はしておりますが、中味には大きな変化はございません。若干重複を避ける意味で、前回の資料では全くの両論併記といえますか、議論の羅列であった任意適用に関しましては、11ページからの部分において説明させて頂いております。この直前までのくだけで、種々の課題が述べられているわけでございます。IFRSの内容であるとか、その使用言語、そして作成者、監査人、投資者、マーケット、当局といった関係者の教育・訓練、習熟等々、そして作成者における有価証券報告書での会計方針の開示や、あるいは会計基準設定主体への資金拠出について、こういったことが書かれております。

「(3) 任意適用」でございますが、諸外国では2年後、3年後に一斉に強制適用した事例、そしてアメリカのように強制適用の絵は描きつつ、任意適用から段階的に入っていった事例があるということで、日本の取り組み方をどうするかということでございます。これまでの日本

基準は、国際的にも高品質であり、国際会計基準と同等であるという評価を得ており、そしてそれなりの実務の蓄積があるということを踏まえてということでもあります。①の前のパラグラフ、「したがって」のところでございますが、その2行目、「具体的な I A S C F のガバナンス改革の状況や欧米等の国際的な動向を見極めた上で、I F R S の将来的な強制適用の展望を示し、I F R S 適用の前提となる課題に着実に取り組みつつ、任意で I F R S の適用を認める」ということございまして、任意適用から順次入っていくということを書いております。

「①任意適用の対象」でございます。この2行目でございますが、各企業における I F R S に基づく具体的な会計実務等の検討・準備が行われて、それについて先ほど申しました有価証券報告書における開示がされるといったことなど、必要な体制整備が行われているということを確認する必要がある、きちんと対応できる能力がある、ということについて、前回たくさんのご意見を頂いております。

次の12ページでございますが、具体的なイメージについてどうかということでございますが、最初の3行にありますように、EU域内あるいは米国で上場ないし公募増資、資金調達をしている企業、あるいは国際的に事業展開して国際的な投資者にも広く認知されているような企業、これらが1つのグループとして想定されます。

それから、次のパラグラフの「さらに」でございますが、前回多くの意見を頂きましたが、「将来的に幅広い企業に I F R S を適用する可能性がある場合の円滑な移行を実現する必要性も考慮して、適正な財務報告作成の意欲と能力があるということを前提に、ある程度幅広い上場企業に任意適用を認めるべき」というご意見がございました。

その次がここでのまとめでございますが、「例えば」というところでございます。「継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、かつ、I F R S による財務報告について適切な体制を整備し、前記の I F R S に基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書で開示しているなどの企業であって」の続きでございますが、「国際的な財務活動を行っている企業又は市場において十分周知されている一定規模以上の企業等の連結財務諸表を対象とすることが考えられる」ということでございます。

ここの「国際的な財務活動を行っている」というのは、このページの冒頭にありましたようにEU域内で上場している会社、その子会社、あるいは米国で上場している会社、その子会社、上場の中には公募による資金調達といったことも含まれるかと思いますが、こういった企業が、この国際的な財務活動を行っている企業ということを書いてございます。

それから、「市場において十分周知されている一定規模以上の」ということでございますが、

これは資料2の40ページに「発行登録制度の利用適格要件」というものがございます。具体的な金額をどうするかということはパブリックコメントの結果などを踏まえて財務諸表等規則で定めていく必要があるかと思いますが、前回の資料で参考として書かせて頂いたものをポンチ絵風にしますとこのようになります。1年間の継続開示があつて、上場又は店頭登録をしており、かつここで問題になりますのは上の2段でございまして、年間当たりの売買金額、年平均時価総額がともに100億円以上であるか、又は時価総額が250億円以上、これらが現行発行登録制度における利用適格要件でございます。俗にこれを周知性要件と呼んでおりまして、なぜこのような場合には、簡易な、あるいは機動的な開示が認められるかというのは、ディスクロージャー制度の趣旨として、マーケットでかなり厚い取り引きが行われており、有価証券報告書に加えて流通市場から投資判断に一定程度のプラスアルファの情報が得られるからでございます。こういうことから有価証券届出書を出さなくても、この発行登録書をファイリングしておくことによって勧誘行為ができるようになっております。そして、追補書類を提出することによって、直ちに販売ができ、契約締結ができる。この様に迅速、簡易な有価証券の発行ができるという制度でございまして、こういった制度の趣旨を酌み、この基準を利用することがあり得るとこの前回の資料で掲げておりましたものを、ここでポンチ絵風に載せております。

それでは、資料1の本文のに戻らせて頂ければと存じます。

「②任意適用時の並行開示」でございます。前回アメリカのロードマップ案を説明させて頂いた際に、アメリカではかなり丁寧といいますか、フルの並行開示を求めているということをお申し上げました。具体的には、移行時だけではなく、継続的に米国基準での並行開示を求めているというものでございます。

これに対しては、将来的に国際会計基準に全面移行していくことをにらんで、多くの企業にこの任意適用に参加して頂くのにはかなり負担となり、移行の足かせや障害になるのではないかということから、円滑にIFRSを任意適用するという面と投資者の判断に資する面の、両方のバランスをとった案を考えるべきであると、こういうご意見が大勢だったと思います。

そこで、ここでの案では、今申し上げたことを最初の2つのパラグラフに書かせて頂きました。すなわち、それら双方に配慮し、下から3行でございまして、「並行開示は導入初年度における開示（前年度及び当年度財務諸表各1年分）に限定し」としております。これはIFRSをフルに適用しますと、前年度の期初のバランスシート、ないし期中のP/LなどIFRSに基づく完全な財務諸表の開示が要求されますので、これは単にIFRSに沿って作るということのプラスアルファとしては当年度の旧基準、日本基準によるものを並行開示するにとどめ

るということであります。

また、継続的な並行開示に代えて、I F R Sと我が国の会計基準の重要な差異の注記にとどめるといった負担軽減策と、それから「や」の後ですが、導入初年度の並行開示のうち旧基準、すなわち日本基準からスイッチした企業については、日本基準に基づく当年度分については非監査でもよいと、このようなことが考えられるのではないかとしております。

こうすることによって、投資者に投資判断のための適切な情報を継続的に提供するという観点と、作成者の負担、監査の負担といったものの両者のバランスをとって、できるだけ円滑に任意適用への移行ができるような方策となるのではないかとというのがここでの提案でございます。

次に、「③任意適用時において適用するI F R S」でございます。いろいろ条件はつけていますが、2つ目のパラグラフの最後の2行でございます、「基本的にはI A S Bが作成したI F R S（日本語翻訳版）をそのまま適用する」と、つまりカーブアウトをしないということでございます。

なお、ここで日本語翻訳版と書いてございます。これは現状でも例えばE Uでありますと、E U域内の主要な国についてはI A S B自体が関与し、あるいはサポートし、ドイツ語訳といった各国語訳のものを作っております。その意味では、そういったものはI A S Bが公認した各国版でございます。もちろんI A S Bのボードそのもので決めるときには英語のテキストで議論しておりますので、オリジナルは英語ですが、E U域内で強制適用させているのは、それぞれの国に翻訳されて、それがE Uの枠組み、法的な枠組みに基づいてエンフォースされているという状況にあります。

実は日本語版については、現在、A S B Jが翻訳されていますが、それについても日本では強制適用なり任意適用をしておりませんので、もちろんE Uと位置づけは違うと言えは違うのですが、I A S BなりI A S C Fの教育部門の関与の仕方としては同じと言いますか、似ております。A S B Jがそれなりのデュー・プロセスを経て作っているということになるかと思えます。これが日本で実際に公的に適用されるということになりますと、いろいろな方がプライベートな形で日本語に訳したのではなく、一定の手続きを経て翻訳されたものであって、I A S B、あるいはI A S C Fとしても、また、日本においてある程度統一的にきちんとデュー・プロセスを経た、いわゆる公式版として広く認知されていると、こういう意味合いでございます。その日本語版というのが適用のベースになるということが考えられるわけでございます。

「④任意適用の時期」でございますが、3行目でして、2010年3月期の年度の財務諸表から任意適用を認めるということが考えられるということでございます。ここで、実は「とりわけ」という言葉をつけ足させて頂いております。ここでのコンセンサスに比べると若干慎重な書き回しになっているかと思いますが、幾つか事情がございまして、このIASCFのガバナンス改革と申しますのは、先般ご説明させて頂きましたモニタリングボディアの構想でございます。資料は資料2の18ページに掲げております。規制当局においてファンデーションのトラスティの任命手続の承認であるとか、デュー・プロセスの監視をする。会計基準の中味そのものに口を出すというよりは、デュー・プロセスの監視というか、アカウンタビリティの確保ということであろうかと思いますが、こういった提案を日本、アメリカ、EUの規制当局において、IOSCOとともにさせて頂きました。同様の提案がIASCFサイドからもございまして、私どもの理解としては、内々には合意に至っていたと考えております。1月の最終局面におきまして、ECの最終的なサインを頂けなかったわけですが、トラスティの会合では承認して頂いたと聞いております。そういうことがありまして、ECの動向など若干気になるところがございまして、いろいろな環境を考慮しますと、こういったことがきちんとフォーマライズされる必要があると私どもは考えております。その点を明記するというところでございます。ということで、IASCFのガバナンスの改革の状況と、それから欧米の欧のほうにウエートがあるのかもしれませんが、国際的な状況を見極めるということを任意適用の時期のところで書かせて頂いております。可及的速やかにこれらのペンディングの状況が解消されて最終化されるということを私どもとしては期待しているところでございます。

それから、「⑤個別財務諸表の取扱い」でございますが、次のページの14ページの3つ目のパラグラフ、「これらを併せ鑑みると、少なくとも」というところの続きでございますが、「任意適用時においてIFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表に適用せず、連結財務諸表のみに適用する」ということを掲げておりますが、ここは議論があったところでございまして、「ただし」というところで、「上場企業の中にも、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成していない企業がある」としており、このような企業は選択できないのかという議論があろうかと思っております。理屈上は個別財務諸表しか作っておりませんので、日本基準ということになります。最後の3行ですが、「我が国の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成することを認めることが考えられる」のではないかとこのことを掲げております。

次に、「(4)将来的な強制適用の検討」でございます。米国はまだ提案段階ではござい

すが、前回のロードマップとは違いまして、今回のロードマップ案は主任会計士の私的なペーパーというよりは、コミッション、SECの委員会で議決をして提案しているというところが若干違います。もしこのとおりに米国が動いていきますと、2014年から16年に米国基準から国際会計基準にスイッチするということになります。こういったことが現実になりますと、世界の主要な金融資本市場の大半においてIFRSが用いられるということになります。こういったことを踏まえ、と、「したがって」の後でございますが、もちろん内外の諸状況を十分見極める必要があるとか、様々な点を見極める必要があるわけでございますが、我が国として、将来を展望して、投資者に対する国際的な比較可能性の高い情報の提供であるとか、我が国の金融資本市場の国際的競争力の確保であるとか、企業にとっての資金調達の見点、あるいは監査人の国際的なプレゼンスの見点、あるいは基準設定プロセスにおける我が国の意見発信力の強化などをにらみますと、我が国においてもIFRSを一定範囲の我が国企業に強制適用するとした場合の道筋、いわばロードマップを具体的に示し、前広に検討することが望ましいということが、これまでの2回の議論での大勢ではなかったかと思えます。

他方で、不透明なことがありますし、諸課題もありますので、決断するのは将来の時点と、このようなことを最後の5行で書いてございます。

具体的な中味については今回新たに書き加えておりますが、①の「イ．強制適用の判断の要素」でございます。これは前回の論点メモに書かせて頂いた種々のことを材料にするということでございます。

それから、「ロ．強制適用の判断の時期」でございます。いろいろ考慮する必要がある諸事情をこの最初の3つのパラグラフで書かせて頂いておまして、結論的には、とりあえず2012年を目途とするということが考えられるということをお最後の「これらを総合的に勘案すると」というパラグラフで書かせて頂いております。

「②強制適用の対象及び方法等」でございますが、その理由は今までたくさん出てきたとおりでございますが、3行目にありますように、上場企業の連結財務諸表ということにしております。

それから、もう一つ悩ましい問題、前のご議論頂いたところでございますが、2つ目のパラグラフ、米国の案では時価総額で見た規模に応じて段階的適用ということにしております。資料で言いますと、資料2の36から39ページまでに前回掲げた資料と同じものを載せております。このような考え方はもちろん十分あり得る姿かと思えますが、時価総額で大きい企業をなぜ優先するのか、逆に言いますと、大きい企業は先に強制されることとなります。任意適用の対象

は、アメリカの基準で言いますと9,000社のうち百十社しかないということで非常に狭く、小さい企業は意欲があっても任意適用はできないと、こういう姿になっていることがいかがかとということがありました。また段階的な適用のプロセスでは比較可能性を損なうという議論がアメリカでもあったと聞いております。

ということで、1つの考え方としては16ページの上の5行でございますが、海外の動向を踏まえて、「IFRSへの移行が適当であると判断された場合には、実務対応上必要かつ十分な期間」、委員の方々は少なくとも3年と言われていたかと思いますが、その期間を確保した上で、「上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行することが考えられる」ということを1つの案として示してございます。もちろんこれを判断する時点は2012年ということになりますので、実務の準備状況等を踏まえ、この時点で改めてこれでよいのかどうかを判断する必要があるかと思っております。

「③個別財務諸表の取扱い」でございますが、これはこれまで議論のコンセンサスかと思いますが、2つ目のパラグラフの2行目、会社法・税法との関係の整理等さまざまな問題がありますので、「したがって」以下の最後の行ですが、「強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある」と書いてございます。現状では、任意適用のところにありますように、国際会計基準を適用するのは上場企業であって、かつ連結財務諸表ということであろうかと思っております。

それから、「④非上場企業への任意適用の取扱い」についてですが、非上場企業は基本的には日本基準になりますが、国際会計基準を使いたいというところまで排除するかどうかという点についても、現状ではニーズがあまりないと思われそうですが、とりあえずここでは結論を出さないことにしております。なぜこのようなことが書いてあるかと言いますと、資料2の34ページをごらん頂きたいと思っております。実は金商法対象会社は上場企業だけではございません。非上場企業にも公募等を行う会社や外形基準に該当しますと、金商法が適用されます。したがって、コンバージェンスにおける連結先行論を議論しているときには、金商法対象企業を前提にしたわけでございますが、ここでは国際会計基準を直接適用するという場合、上場企業かつ連結財務諸表に限るということになりますので、この34ページの絵で言いますと一番上の段の左側の部分にだけ適用するということになります。もちろん下のほうの中小企業に国際会計基準を適用するということは、恐らく大半の方は念頭に置いていないと思うわけでございますが、③はともかく②のようなカテゴリに対しても禁止するということがどうかなど、やや細かい論点になりますので、今回はそこまでは議論はしていないということでございます。

本文に戻りまして、16ページ、「三 今後の対応に向けて」ということですが、関係者の協力といいますか、一致団結して取り組んでいく必要があると、こういうことを書かせて頂いております。

以上、案の説明でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

それでは、どなたからでも結構でございます。ご自由にご発言頂きたいと思います。

斉藤惇委員。

○斉藤（惇）委員 3カ所について簡単なコメントをさせて頂きたいと思います。

まず最初に7ページから9ページあたりに書いてあるIFRSに対する実務の対応、教育・訓練に関する問題ですが、別に異議があるということではございませんが、財務会計基準機構が本件に関して大きな役割を果たされるということが期待されていると思います。そういう意味で聞き及ぶところによりますと、財務会計基準機構では今後IASCFへの拠出金の増額のために会費を値上げするという事も聞いておりますので、上場会社をはじめとする会員がメリットを受けることができるような施策を十分講じて頂くことが必要ではないかと思います。そのためにも、IFRSの実務に関する教育、訓練等の中心的役割を担って頂きたいなというこのリコンファームみたいなことです。

それから、2点目は12ページになるとと思いますが、任意適用の段階において、継続的な並行開示に代えて日本基準の重要な差異の注記というようなことが書いてありますが、手法はこれでいいのかもしれませんが、ただ現実論としては、任意適用している会社と、それをしていない会社との間の比較可能性がある程度担保されるような、いわゆる簡略化の内容については、十分慎重な検討をしていく必要があるのではないかと感じます。

それから、3点目はその後の13ページから16ページにかけて書かれていることですが、任意適用時については原則としてIFRSを連結財務諸表のみに適用する云々ということで、連結非作成会社については追加的な情報として、監査を受けたIFRSに基づく個別財務諸表の添付を認める旨の記載があります。また、強制適用の是非を検討するという段階に入りますと、幅広い見地から検討する必要があると記載されており、このこと自体を我々は否定するわけではありませんが、幅広い見地から検討しつつも、何度か繰り返し申し上げていますが、上場会社取引の場所を提供している立場から言いますと、比較可能性を確保するためにもやはり連結非作成会社にも強制適用段階においては、何らかの解決を見てIFRSを適用させていただきたいと、このように希望いたします。

この3点でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。島崎委員。

○島崎委員 全体的には非常によく検討された内容であると思います。

それでは、経団連での議論も踏まえましてお話ししたいと思います。総論的にはアメリカのSECのチェアマンが代わって、多少慎重な意見が出ています。そういうものを十分に踏まえるということは不可欠だと思いますが、G20でも確認されましたとおり、国際的に会計を1つにしていくという流れが加速していくということは間違いない事実であろうと思いますので、そういう中で日本のスタンスを明確にするということが基本的に大事であります。今回提示された案はそういう線に沿った中味になっているのではなかろうかと思います。

まず、任意適用の時期についてですが、既にIFRSで上場準備等々を進めている会社もあると聞いていますので、そういう企業の足かせにならないように、10年3月からというのは非常に妥当なタイミングではないかと思います。ただ、10年3月からということになりますと、簡単にできるんだなど、どこの会社もやっているからうちでもやろうとか、安易に誤解されても困るということで、その辺のところについて10年3月期というところを1つのタイミングとして考えていることに対して十分な説明が必要だと思います。パブリックコメントに付すときも、そういう説明をして頂きたいと思います。

それから、任意適用の対象範囲につきまして、11ページから12ページのところに書かれています。先ほど三井さんからも説明がありましたが、発行登録制度の対象となる会社は千二、三百社ありますね。アメリカで任意適用の対象となる会社は100か110ぐらいの大企業だということですが、いろいろ条件をつけています。我が国における任意適用を認めるに際しては、例えば会計監査については、IFRSを十分に熟知して適切なる監査ができる監査法人で監査してもらうというような縛りを入れないと安易に会社が手を挙げてIFRSを任意適用したけれども後でいろいろ問題が出てきて、逆にIFRSは何だということにもなりかねないと思います。そこのところはもう少しいろいろな条件をつけることが必要ではないか。縛りのつけ方が難しいのですが、後ほど増田会長のコメントも頂けるかと思いますが、例えば監査はビック4あるいはそれに準ずるレベルの監査法人に限るというような縛りをつける。これは他の監査法人からクレームが出ると思いますが、この様な縛りが要るのかなと思います。

それから、強制適用の時期につきましては、この是非を含めた判断をとりあえず2012年を目途として、前後することはあるということで慎重な表現になっております。やはり複数の会計

基準が存在することは好ましくなく、いずれ強制適用が必要になるということは明らかであろうかと思うわけで、我々企業がそれに向けていろいろ準備を進める意味からも、強制適用は必要であるという点、あるいはその判断の時期は2012年、米国が判断するプラス1年とする点などを明らかにすべきではないかと思います。我々作成者、あるいは監査法人などの受け入れ準備という実務上の観点からも、お願いしたいと思います。ただ、この判断を行う上での諸条件をきちっと明示をして、それが整わない場合には判断の留保があるということをはっきり書いたら良いのではないかと思います。ただ、方向性はこうだということはまだ少し示されたほうが我々にとってはありがたいと思います。

それから、強制適用の対象については、この16ページに記載があり、多少含みがある表現になっています。一斉にやるというのが一番好ましいと思いますが、上場会社といっても規模、体制等々で差がありますので、多少段階的に強制適用することも可能な余地を残すような工夫があったほうが良いと思います。

それから、コストの関係について、SECの新しい議長のシャピロさんのコメントが紹介されましたが、雑誌などでも32ミリオンのコストがかかるぞということが一人歩きをしているように思います。何で32ミリオンという数字が出てきたのかを調べたのですが、これは欧州がIFRSを入れるときに英国でそういうことを調査しており、それに基づいてアメリカが計算したもののようです。いわゆるアメリカのトップ100の会社がIFRSを入れたとしたらこのぐらいかかるだろうということですから、非常に大規模な会社のケースを、しかも英国での試算に基づいて算出したということです。このコストの問題について、もう少しきっちり説明が必要のかなと思います。企業サイドからしますと、J-SOXの関係で、コストがかからない様にいろいろと配慮頂いたが、結果としてかなりのコストと手間がかかっているという現実がありますので、IFRSの円滑な適用に向けてコストの効率化に関して関係者が努力するというような表現をひとつ入れて頂いたらよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○安藤部会長 ありがとうございます。

増田委員。

○増田委員 非常によくまとめて頂いて、総論的にはこの方向でよろしいかと思います。第1点目ですが、ちょっと気になっているのは、欧米等の状況を見極めた上で判断するというようなことが随所に出てきておまして、12ページにも、②の上のところ、「ただし、対象企業については、IASCFのガバナンス改革の状況や欧米等の国際的な動向を見極めた上で、判

断する必要があるものと考えられる」とあります。おっしゃるとおりだと思いますが、13ページにも同じようなことが⑤の上のところにあるというようなことで、これは全体的にそういうことは当然だと思いますので、むしろ一々出すのではなく、総論的にまとめて書いておいたほうが良いかと思います。何となく、全体的にネガティブな印象を持ちました。

それから、2点目ですが、今回の議論の中で、先ほどIFRS対象企業の話になっておりましたが、上場会社の連結財務諸表だという中で、任意適用の場合も強制の場合もそうなのですが、ちょっと気になっているのは、上場会社は3,900社あるわけですが、連結に適用するという話ですが、連結財務諸表というものは前にも申し上げましたが、基本的には個別財務諸表の積み上げです。ですから、今回の場合も親会社だけではなく、連結グループ会社にも任意的に適用できる余地を今後検討するといったことも考えていく必要があるのではないかと思います。3,900社の連結グループでいきますと、典型的なものとしては連結子会社ですが、何万社にも及ぶと思います。それらについても選択できるような余地がないと、今後の効率的な導入が非常に難しくなるだろうと思います。連結財務諸表を作るということは、個別財務諸表がなくてできるわけではなく、普通は個別財務諸表を作ってから連結財務諸表を作るわけです。連結財務諸表をそのまますぐ作るわけではございません。これは実務を考えれば当然の話ですが、その辺もちょっと配慮して頂けるような文章が入るとよろしいかと思います。

それから、3点目ですが、監査人が対応できるのかというようなお話がございましたが、これについては前回、前々回と申し上げましたが、日本公認会計士協会でも全部の会計士を合わせましても、IFRSに詳しい人がそんなに多いわけではないわけです。これはご承知のように昨年から既に協会の中でも研修を始めておまして、今年ももちろんやっております。そういう中で実務的に対応する人を育てていく、育成していくということが当然必要なわけです。これは去年のことですが、大監査法人のビック4と提携しているような事務所から、IFRSに関する教育プログラムを提供して頂きまして、既に会員向けには準備を始めております。監査人側としては、これについてはすぐというわけにはいきませんので、やはり準備の期間は要りますが、対応を十分していきたいと思っております。監査人が対応できるような仕組みを我々としても考えていこうと思っております。

それから、4点目にコストの問題があります。コストの問題となりますと、今もちょっとお話がございましたけれども、3,000万ドルとかという話を米上院の公聴会でシャピロさんが言ったという話の記載がありました。これは大規模な会社のところについて言っているのだと思いますし、殊さらにコストの問題だけ取り上げるというのはおかしいので、理解が進んでいな

い状況の中でそういう話が出てくるわけです。これは内部統制のJ-SOXの導入当初のときの話でもありましたが、非常にコストの問題が先行しまして、コストがどんどんかかると、いたずらにそういったことを主張されましたが、将来的には逆にコストが下がっていくわけです。最近の話にもございましたが、内部統制の整備をしていく中でいろいろな問題が出てきており、上場会社25社ぐらいのところでは不正だとか循環取引とかそういうのが発見されたということが先日の新聞で報道されているわけで、逆に、それは今まで問題にされなかったわけです。そういう意味では、これからIFRSを適用する場合も、いろいろいい点も出てくる、適正に処理される部分も出てくると思っています。そういう意味で、コストの面は殊さら取り上げるということではなく、それについては工夫をしながら検討していく必要があると思います。

以上です。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。久保田委員、どうぞ。

○久保田委員 私も全面的に賛成なのですが、先ほどの島崎委員からのお話につきまして、二、三、補足的なコメントをさせていただきます。全般的に広範囲な論点にわたってよくまとまっております、非常に機微にわたる点も慎重に書いてあり、ご苦勞の跡がよく見えます。ただ、作成者の立場からしますと、どういう方向に向かって、いつ強制適用されるのか、その辺が決まらないと、準備その他がありますので、その辺、15ページのところで結論が書いてありますが、やや慎重過ぎて幾つかの修飾がついており、「とりあえず」とか、その後に「様々な」、「あり得る」とか「留意」とか、この辺はもう少しすっきりとして頂いたほうが作成者の立場からはいいということが1点でございます。

2点目は、16ページの強制適用の対象のところでは、一斉にIFRSへ移行することとなっておりますが、今の段階では規模別かどうかというのはまた別といたしましても、段階的に適用するという可能性もあるのではないかと思いますので、ここで一斉に移行すると決め打ちにせず、段階的な適用という可能性も残しておいて頂いたほうが良いのではないかと思います。

3点目は、コストの話が出ましたが、確かにこれは私どもにも責任の一端はありまして、例えばJ-SOXの場合、金融庁も含めて審議会のメンバーとかは、アメリカの轍を踏まないということで意見は一致し、そういう方向であったのですが、実際展開したときにそういうことが必ずしも徹底されず、そのためやや時期が遅れましたが、金融庁から「内部統制報告制度に関する11の誤解」を出されたりしました。ただ、もうその時には既にかなり展開が進んでおり

まして、結果的には企業に過大なコストをかけたということがありましたので、今後そういうことがないように、今から関係者の中で準備あるいは対応を検討して頂きたいということでございます。

あと、個別財務諸表については、前から私どもは抜本的な簡素化をお願いしていますので、その辺が少し言及されればありがたいということでございます。

以上、4点でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

永井委員、どうぞ。

○永井委員 資料1全体を拝見しての印象ですが、任意適用からスタートして、将来のある時点で強制適用するかどうかを決めるという一連の流れは非常に現実的で、賛成いたします。

連結先行論についてこれまで勘違いしていたようで、将来個別にも国際会計基準を有無を言わず適用すると、今の時点で決めることかと思っていたのですが、これもどう取り扱うかについて将来再考するというので、非常に妥当な判断だと考えております。

しかし、2点ほど気になるのは、島崎委員や久保田委員のおっしゃったことと同じで、1つは強制適用するか否かを判断するのを2012年を目途としていらっしゃいますが、将来どういう判断をするかどうかは別にして、判断する時期ははっきりさせたほうが良いのではないかと考えます。

また、一斉に適用ということも、やはりどちらかという米国型の段階的に適用のほうが現実に即しているのではないかと考えます。

また、最後をお願いなのですが、今後個別の抜本的簡素化ということが図られると思いますが、私のように利用する側から見ますと、個別にしか載っていない情報、例えば製造原価明細書などがございますので、簡素化を図られる場合は、そういった点にもぜひご配慮頂ければ大変ありがたいと思います。以上です。

○安藤部会長 ありがとうございます。

黒川委員。

○黒川委員 それでは、前回と同じような展開になりそうですが、少し異論も必要かと思しますので、お話しさせていただきます。

今回の問題についての我が国の対応の方法ですが、代替案としては5つぐらいの対応の仕方があったのではないかと考えております。この審議会はこれから中間報告案をパブリックコメントに付すということですので、いろいろな方々の議論の1つの種になることもありますので、

少しお話しさせて頂きたいと思います。

1つは、現在日本が進めているようなコンバージェンスを今後も続け、国際会計基準との収れんを図り、日本基準自身が I F R S と同等と認められるというような我が国のこれまでの方針を貫くという案があると思います。

それから、2番目は、経済界を中心にいろいろ要望あるいは必要性ということもありましたので、I F R S の選択適用を認める。コンバージェンスの努力をしている日本基準と I F R S との選択適用を認める。I F R S を適用したい会社を選択したら良いでしょう、こういうことです。それが2番目の案としてあると思います。

3番目は、強制適用の意思決定を先ほどから年数を明確にし、こういう意見がありました、とにかく強制適用をするか否かの意思決定を何年後にするということを明確にするというのが3つ目です。

4番目は、強制適用かどうかを意思決定するということを行った上で、さらにもし仮に強制適用したならば、その先のロードマップを明示する。アメリカはこの4番目に相当する案を出したと思います。

それから、5番目が、今の時点で最終的ゴールは強制適用だと言って、そのための準備段階という形で、任意適用から始めるということです。したがって最終的な強制適用に向けてのロードマップを今から提示していく。このように対処案としては5つぐらいあるのではないかと思います。

今回のこの中間報告は、私が全体的な印象を受けている感じでは、4番目の系統、その類似のものではないかと思っています。先ほど申し上げた1から5の案まで、これは議事録に残ると思いますが、パブリックコメントに際し、どのような案を日本国民は求めているのかということをはっきりさせるため、代替案を明確にして議論されれば良いかと思い、代替案として試案を出しました。

それで、次に意見ですが、私の分類試案の1番目と2番目はコンバージェンス、あるいはコンバージェンス+ I F R S の任意適用というもの、そして3番目は強制適用するかしないかの意思決定をするというものです。この2番目と3番目には実は大きな違いがあります。これは斎藤（静）先生が2回前のこの審議会でお話しになったことでもあるのですが、実を言いますと大きな価値観、世界観というのでしょうか、どういう社会が我々人間にとって適当なのかという価値観にかかわる問題だからです。ここでも何度も議論されているように、世界が狭くなり、しかもどこに行っても同じような経済活動、あるいは経済の仕組みで行われている。であ

るから、業績の測定も同じような会計基準で測定した方が比較可能性が高まる。それは、その価値観に基づけばそのとおりであります。私は今、慶應義塾のロースクールの兼担教授でもありますので、ロースクールの若い彼らと、会計の世界ではこういう統一化、1つになる可能性があるという話をしており、彼らに次のような問いかけをしたりしております。

君たちの法律の世界で金商法・証券取引法は世界各国同じであってもおかしくないのではありませんか。そうすると、金商法あるいは証券取引法が国際的証券取引法となり、日本の金商法としては、翻訳本あるいは英語で書かれたものが適用され、それを君たちが勉強するということになったらどうなるのか。

金商法の次は商法、会社法。これも会社法の中味はいろいろありますが、しかし商売の仕方あるいは契約、そういうようなものもやはり世界は狭くなって資金の移動は自由なのだから取り引きも同じようであればいけないのではないかと。そうすると、会社法も世界統一会社法、英語を公用語としてイギリスかアメリカかどこかの本部で作られたもの、これを我が国でも適用するので勉強することになるかもしれない。

次は、民法。人間には人間の尊厳がありますが、それも人間である以上、世界中同じではないかと。そうすると、民法も世界統一民法みたいなものになり、これもイギリスかアメリカかどこかの本部で、英語を公用語として書かれたもの、あるいはそれを翻訳したものをみんな勉強すると。こういうことも遠い将来、あるいは近い将来かもしれませんが、あるかもしれない。

会計の世界の問題を法律の世界で同じように考えるのは飛躍し過ぎだと言うかもしれませんが、結局同じような価値観に基づいていて、世界は1つのものに統一化され、1つのものをみんなが守るといふことのほうが良い、安定しているという価値観に基づくものです。

他方、現実の世界はそれぞれ違っていて、その違いというものを認識しつつ、しかし共通化するほうが良いと思われるものはお互いに尊重し合いつつ収れんの努力をする。こういうそれぞれの国や民族の違いというものを認める。これは大きく言えば、文化相対主義と言うのでしょうか、それぞれの文化というものを尊重するということであるかもしれない。私が学者であるからこういうことを言っている、たわごとだと言われるかもしれませんが、やはり価値観の問題は重要なので明確にしておきたいと思います。以前に斎藤静樹先生がおっしゃったことも、そういう価値観が根底にあると思いますので、私は応援を求めているわけではないのですが、実は密かに応援を求めているのですが、それで言っているというわけでありませぬ。

なお、先ほどの証券取引法というような話になると、国家主権の議論ということも問題になるかもしれません。

次に、比較可能性という論点が頻繁に主張されています。しかし、今でもSEC基準を適用している会社が日本には三十一、二社ありますが、日本の資本市場でこのために比較可能性がないから困るというようなことがあるのでしょうか。つまり、我々がパナソニックとかトヨタとかそういうSEC基準適用の株を購入しようと思うときに、あれはSEC基準だから分からないと言っているのでしょうか。比較可能性が本当に阻害されるという、あるいは比較可能性のためにIFRSが必要だという問題について、もう少し冷静に考える必要があるのではないかと思います。

それから、論点を示すためということなので、もう少しだけ長くなりますが、お話しさせて頂きたいのですがよろしいでしょうか。

○安藤部会長 なるべく短くお願いします。

○黒川委員 わかりました。

では、少し端折りまして、今回の中間報告は大変よくできているとは思いますが、1つだけ気になるのは13ページの「③任意適用において適用するIFRS」というところで、その第3パラグラフ、「ただし、会計基準は」というところですが、「万が一IASBが作成したIFRSに著しく適切でない部分があるため、我が国において『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』とは認められない場合には、当局として、当該部分の適用を留保すべき場合がある」とありますが、この文章は、IFRSのアドプションの精神からすると矛盾していると思えるのです。ここは国家主権に関わる場所です。事務局としては国家主権があるだろうからやはり留保したいという気持ちはあるかもしれませんが、本当に強制適用という段階になったときに我が国の独自の状況があるためと称してこれをやってしまったら、IFRSのアドプションにならないと思うのです。この問題は、はっきりと考えるべきだと思います。

では終わりにします。

○安藤部会長 今の最後の点には誤解があるのではないのでしょうか。

○三井企業開示課長 最高裁の判例によりますと、裁判所に最終的な判断権があるということですので、そこは現行の判例を踏襲しているということで、ご容赦頂ければと思います。

○安藤部会長 それから、私の認識では、例えばEUはIFRSのいわゆるEU版と言っております。そういう世界もあるのではないのでしょうか。

○黒川委員 そうすると、我が国もカーブアウトする可能性もあるということですか。今想定しているIFRSの強制適用とは、IFRSといっても、それは日本の事情に合ったIFRS

ということを行っているということですか。

○三井企業開示課長 一応書いた者の気持ちとしては、その前のパラグラフに「IASBが作成したIFRS（日本語翻訳版）をそのまま適用する」という提案がございまして、その場合に「現行の判例と矛盾するだろう」とか、あるいは金商法のたてつけでは「公正妥当であると認められる」という受け身で書いていますので、「法律に抵触するだろう」というふうに言われた場合には、「当然そういう法的な原則はあるでしょう」ということを留保しているだけでございまして、ここは会計の専門家にコメント頂きたいのですが、任意適用の時点でも、現行の国際会計基準でカーブアウトする必要はないのではないかと、というふうには書いてもありません。ただし、日本語翻訳版ということではございますが。

○安藤部会長 斉藤惇委員。

○斉藤（惇）委員 先生に1つだけ参考に申し上げますと、先ほど東証に上場している株は日本の会計基準でアメリカの投資家は買っているのではないかとのお話がありましたが、原則は買えません。アクティビストみたいな投資家は別として、本格的なプロフェッショナルな年金とかそういうところは、アメリカの会計基準にコンバートしてエンタープライズバリューの計算をし直しているわけです。私も1972年ぐらいからアナリストとしてアメリカで10年ぐらい働きましたが、その間の仕事というのは、どうやってADR以外の日本の株をちゃんとしたアメリカの年金等々に買って頂くかという努力、ただこれだけでした。ADR以外は原則買ってはいけないと、アメリカの会計基準にのっとって評価されていないということで、それではADRを出していない会社の株をUSGAAPにコンバートしてアナリストレポートを書いて説明しておりました。それでも大変タフでありまして、訴訟事件が起きた場合は、なかなか彼らはそれをプロテクトできないという問題がありまして、今は確かに随分その辺の枠が広がってはいると思いますが、特にリテール、つまり年金等々の立場はアメリカ会計基準をベースにして日本企業を評価して投資をしていると私は理解しています。

○安藤部会長 ありがとうございます。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 いろいろなお意見がありましたが、私としては非常に細かい点まで配慮が行き届いた中間報告（案）だと考えております。

そうした中で2点ございます。1点は質問でもう1点は意見ですが、質問の方は任意適用の時の話です。先ほど島崎委員のほうから、まだ公開していない会社が上場するに際して、IFRSで準備されているところがあるというようなご発言がありましたが、中間報告（案）を

見る限り、任意適用の対象は少なくとも継続開示が1年は存在する会社ということなので、金商法開示企業、先ほどの②の1,000社ですね、これについてはIFRSを任意適用するということはあるかもしれませんが、それ以外の場合にはないと理解していましたが、それによろしいでしょうかという確認がまず1点です。

○三井企業開示課長 例えば、現状日本に上場していて、IFRSを利用して欧米のマーケットに上場しようと準備されている会社があることは聞いております。それから、現状日本のマーケットに上場していて、親会社、あるいは子会社、関連会社が欧米に上場しており、財務報告をIFRSで作っているグループ会社が多いという企業もあるということは承知しております。そういう企業ができるだけ早く国際会計基準を任意適用できるようにするという観点でいうと、2010年3月期というのが最短かと思っております。

片や、どこのマーケットにも上場していなくて、公認会計士が監査証明した財務諸表を作っていない企業は、通常2年分の完全な監査済み財務諸表があつて初めてIPOということになると思いますが、どこのマーケットにも上場していない企業がIFRSでIPOの準備を進めているケースは、ここでは想定しておりません。

○引頭委員 分かりました。

もう1点は意見ですが、開示についてです。ここでは12ページ目に任意適用時の並行開示の部分において少しだけ開示についての記載がありますが、他には見当たりません。具体的に申し上げますと、株式市場では公表された財務諸表をベースとした予想数値を用いてバリュエーションが行われ、価格が形成されていると理解しております。しかし、IFRSが採用されるとベースとなる財務諸表が変わってしまうこととなります。2012年に判断するということが、その時点で日本の基準といわゆるIFRSとがかなりコンバージェンスされており、あまり差異が大きくない場合にはそんなに気にしなくて良いと思うのですが、これからどのようになっていくのかまだ不確定な要素もあると思います。仮に、あまりにも財務諸表のいろいろなデータが全く変わってしまうのであれば、バリュエーション分析が難しくなる可能性も否定できません。かといって、10年分開示してくださいなんてことを言ったら、きっと無理だとおっしゃる方々も大変多いと思いますので、そこまでは申し上げませんが、開示に関して何か1行どこかに入れておいて頂けるとありがたいと思います。

以上です。

○安藤部会長 ありがとうございました。

川村委員。

○川村委員 細かな話で恐縮ですが、1つは任意適用について質的な要件がかなり書かれているので、適用を考えている企業の側にとってみますと、事前申請のような制度がないとやりにくいかと思います。お考えになっているとは思いますが、SECではレターを入手するような手続があったと思いますので、文章の中に、何かその辺の記載があると良いと思います。

あと、並行開示の問題ですが、これは強制適用が最終的に留保されているという状況において、並行開示の問題を考えると時には任意適用でIFRSに切りかえた後に再度日本基準に戻ってこれるというオプションが企業に与えられているのかどうか、片道切符なのかどうかという問題もあるかと思えます。

あとは、2010年から任意適用ということで、おそらく五月雨式に2011年から遅れて手を挙げようとする企業も出てくるだろうと思えます。そうすると、一斉に強制適用と考えていても、五月雨式で適用するのであれば、強制適用の段階を余り細かく分け過ぎると、またちょっとバランスを欠くことになるかなと、そういう印象を持ちました。

以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

辻山委員、手を挙げておられましたね。

○辻山委員 ちょっと議論が飛んでしましますが、先ほどの黒川委員のご意見に全面的に反対というわけではないのですが、13ページのご指摘については、少し異論があります。フルバージョンのIFRSをそのままということのほうが矛盾がないというのが黒川委員のご指摘のように伺いましたが、これは例えば先ほど会長が指摘されたように、EUでも法的な規範性を持たせるためには、国内のそれなりのスキームを整えなければそれを法的に強要することはできないということで、そのような仕組みができております。また、アメリカが今フルバージョンと言っているのは海外企業ということですからそうなっているのですが、これがアメリカ企業に適用するということになりますとまた別途の検討が必要になるのではないかと考えております。

特にオーストラリアの事例は興味深いと思うのですが、オーストラリアはご承知のようにIFRSの優等生であり、全面IFRSを使っておりますが、ここでもやはり議会の承認を必要としており、オーストラリアのSAC委員にお話を伺いましたら、将来的にはスキームとしてはカーブアウトする可能性は残っているということです。

それから、比較可能性について先ほどから議論が出ておりましたが、オーストラリアの場合にご承知のように比較可能性を高めるということで、IFRSの中でも5つか6つだと思いま

すが、典型的にはキャッシュフロー計算書について直説法に限定しておりました。ところが、それだと完全版 I F R S じゃないということで、間接法を復活させております。そのほかにも選択肢を増やして、完全版 I F R S のアダプトということの世界に宣言しております。

ただ、そういうオーストラリアの場合であっても、オーストラリア企業が財務諸表に記載するのは「オーストラリアで承認された I F R S」ということで、これは国際社会に何かオーストラリア版 I F R S と本物の I F R S が違うという印象を与えかねないのですが、今の法的な枠組みの中ではそれはやむを得ないということをオーストラリアの委員がおっしゃっていたのを念のためご紹介させていただきます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

小宮山委員、どうぞ。

○小宮山委員 方向性については大筋こういことだと思います。これはいろいろな選択肢があると思いますが、恐らく会計基準自体はコンバージェンスを続けていくので、国内基準と比較して I F R S がそれほど違うようになってくるとは思っておりません。ですから、カーブアウトするようなものがあるという認識は全然ありませんが、1つ気にしているのは、財務諸表の注記での開示の中味です。I F R S で作った財務諸表では、見積もりの基礎とか経営者の判断とか、そういう部分の開示がかなり細かく行われています。私が監査をやっている経験では、日本の経営者の方は必ずしもそういうことにポジティブな認識を持っておりません。ところが今の世界の情勢は、特に金融危機の後には見積もりの根拠とか仮定事項というのをきちっと開示して不確実性を示しなさいという方向にあります。今の日本の開示慣行にはないものなので、3年準備期間を置いても採用時にかなりショックな部分が出てくるだろうと思います。数字を作る上では支障はございませんが、こういう部分というのは当面国内基準が残るにしろ、今後少し開示内容の考え方を合わせていく必要があります。会計上の見積もりもそうですし、経営者の判断もそうですし、それから収益の認識基準なんかもそうです。そういう部分がありますので、これは国内基準を今後どうするかという部分が会計処理の基準の話だけで終わっているような気がしますので、開示の充実の部分は少し検討の余地があるのかなと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

斎藤静樹委員、どうぞ。

○斎藤（静）委員 先ほど名前を出されて、大げさな話になってしまいちょっと当惑しておりますが、そういう大げさなことを言ったつもりはございませんので、幾つかコメントをさせていただきます。

1つは、先ほど島崎委員から、「同一市場で複数の基準が併存することは望ましくないというのは自明であるから、強制適用という方向を明記するほうがよろしい」という趣旨のご発言がありましたが、同一市場で複数の基準が併存することが望ましくないということは必ずしも自明ではございません。典型的なのは、アメリカ会計学会の委員会が先般SECに対して送ったコメントがその一番良い例ですが、「むしろ投資家の判断に大きな支障を来たさない程度に調整された複数の基準が市場で併存し、その基準間の競争によってコンバージェンスが進んでいくというプロセスが、それこそ望ましい」と、そういうコメントをしております。

つまりそのコメントの根拠はどのレベルのコンバージェンスが望ましいのか、最適なのかについて、それを事前に決める経験的な証拠が存在しないという事実です。したがって、IASB等が言っているような単一の基準が望ましいという経験的な証拠も存在しない。だから、誰かが一方的に上からコンバージェンスのレベルを決めるのではなく、マーケットのプロセスを通じたコンバージェンスを図ることが最適な経路であり、かつ最適レベルの統合を保証するのだということ、それがアメリカ会計学会の委員会のSECに対するコメントでありました。私はそのコメントは理屈の上では正しいと思っております。

その意味で、現在SECがロードマップで明確に強制適用の方向を明示していないというのは、単に国際基準の内容に疑義があるというだけではなく、そういう意見がアメリカの指導者の中で非常に強いということも含めて、判断が慎重になっているからなのだろうと思います。したがって、我々もあまり軽々な、一面的な決め付けをした判断をするのは慎重になった方がよいと思います。それが私の意見の1つであります。

もう一つの点は、コストの話が先ほど出ました。特にアメリカで出てきている議論でコストが幾らかかるかというのは、大きな企業だから高いのではという指摘もありまして、それはある意味ごもっともだと思います。ただ、アメリカの企業が負担するコストと日本の企業が負担するコストとは必ずしも同じではありません。つまりアメリカの場合は、会計基準と周辺のインフラとの関係がやや離れておりますが、日本の場合にはご承知のように周辺のインフラ、例えば会社法なり税法なりと密接にかみ合っております。そこに影響が及ぶと、周辺の制度の調整も含めて、アメリカにはないコストが日本ではかかってまいります。

例えば、場合によっては仮に個別ベースでIFRSに日本が移行すれば、恐らく会社法は再び会社法の線に沿った会計ルールというものを考えざるを得なくなると思います。では連結ならばいいかという、ご承知のように現在の会社法配当規制の中には、事実上連結が入っております。持ち分投資の損失を控除した分を基準にするわけですから、考え方は、要するに単体

の利益と連結の利益を比べて、どちらか小さい方でやろうということです。したがって、会社法の配当制限に連結が入っておりますので、場合によっては連結についても会社法は何らかの対応をせざるを得なくなる可能性もございます。そういう周辺制度へのインパクトというコストも同時に考えないと、まともな議論にはなりません。

コストというのは直接には企業が負担するものだと思われているかもしれませんが、企業が負担するコストはすべて投資家が負担しますので、投資家の観点ということを考えたときに、常にコストとベネフィットというものを比較して、ベネフィットを無視してコストだけが突っ走るといふ、そういう結果にならないような配慮がやはり必要だろうと思います。この程度のことを申し上げただけで、黒川先生がおっしゃるような文化論まで申し上げたつもりは全くありません。

○安藤部会長 ありがとうございます。

島崎委員。

○島崎委員 今の斎藤（静）先生の話に反論する意図はありませんが、コストの点については私もそのとおりであろうと思います。一義的には当然企業が負担しますが、それは結果的には投資家が負担することになるので投資家の利益を考えれば、そのコストをいかに効率的に使うかとか抑えるかというのは、企業としては大事なことだということを申し上げたかったわけです。

それから、同一の市場で複数の基準が存在する、例えば日本の資本市場で上場会社が採用する基準に日本基準と I F R S がある場合、コンバージェンスが進んだと言ってもある程度違いがある。投資家の立場からすると、それは1つであるほうが望ましいと、こういう話をしたわけでありまして。ただ、前回も斎藤（静）さんに反論されましたが、世界的に見て資本市場の同一化が進み、お金が国際的にボーダレスに移動するという中で、企業の成果を測り、それをディスクローズする際の物差しが1つになっていくということは、発行体にとっても、投資家にとっても、お金の提供者である銀行、取引先にとっても、そのほうが好ましいのではないかと、こういうことで申し上げたわけです。

以上です。

○安藤部会長 藤沼委員。

○藤沼委員 今回のこの中間報告につきましては、私としては前向きにはとらえておりますが、はっきり意見を述べたほうが良いかなと思い発言させていただきます。これは、日本のロードマップということで、選択適用に踏み込んでいることでは、それなりの評価ができると思いま

すが、先が見えないという感じがしておりまして、この発表を受けて海外はどのように見るかなということを考えておりますと、ゴールがよく見えないという感じがいたします。

先ほども、経済界の方々からご指摘がありましたように、ゴールが見えないとどのように準備していいかわからないということが1つあるのではないかと思います。

それともう一つ、ここでは、その後の世界の情勢を見ながらいろいろ判断するという書き方があちこちに出てきており、また2012年に判断をするという書き方をしております。これはアメリカの2011年を意識した書き方だと思いますが、日本はまたアメリカの追随なのかと、日本の意思決定というのはどこにあるんだと、日本の企業が将来的にグローバルの企業としてやっていく、あるいはグローバルな資本市場を作らなければいけないというときに、アメリカの様子を見てから決めましょう、アメリカが2011年のレビューを延期して、2012年ぐらいにするとした時に、日本もまたまた延ばすのか。ロードマップの方向性というものをもう少しはっきり出した方がよろしいのではないかと思います。これは私の個人的な意見ですが、今回の中間報告はそれなりに前進していると思いますが、もう少し明確な日本としての会計基準の戦略というものを打ち出したほうが良いのではないかと、IASBなどに対しそれなりの影響力がこれから発揮できるのではないかと、そういう感じがいたします。

○安藤部会長 ありがとうございます。

萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 私もこの草案については基本的に大変苦心された作品だと思っていますが、このロードマップに限って言えば、やはり最終的な強制適用の判断のところの部分については、本日さまざまな意見が出ておりましたが、これは修辞上の問題も含めて、少し検討して頂ければと思っております。

それとの関係で、冒頭議長から、「今日の審議を経て、この草案をパブリックコメントに付す」というお話があったのですが、過日、これは27日の日経新聞でしょうか、この新聞によると、公開素案としてまとめ、年内に正式決定する見込みだというスケジュールが垣間見られるのですが、任意適用については10年3月から望めばできるというスケジュールと、今年年内いっぱいこの草案の中味の意見を取りまとめて政府決定するということと、やや両者が詰まり過ぎではないのかと思います。もともと私が認識していたのは、もう少し早い時期にこのパブリックコメントを募集し、これを正式決定するというような方向ではなかったのかなと思っております。これは質問ですが、どの程度のことをお考えになっているのですか。それによって任意適用の時期も少し考えなければいけないのかもしれないと考えています。

いずれにしてもシャピロさんのあの発表演があったこと、あるいは最近の経済的な危機の問題もあって、いろいろなことをお考えになってこういう文章になっているのだらうと思います。もうここまで来たものについて、腰が引けているような印象を持たれることで本当に日本の国益にかなうのかどうか、強制適用の時期の表現も含めて、お考え頂ければ幸だと思っております。

○安藤部会長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○三井企業開示課長 「年内」という新聞報道については、事務局は特に年内まで時間をかけてということと殊さらに言ったことも考えたこともありません。別に役所の人事異動があるからではございませんが、普通に言うと、今日ご審議頂いて、多少文法上なり修辞上、細かい修正をする必要があるとすると、今日直ちにパブコメということはできないないかもしれません。仮に2月の頭にパブコメを出して60日間ぐらい意見を求めるという場合を考えますと、期限は4月末ということになります。たくさんご意見を頂きますと、若干お時間を頂戴したいということもありますが、そういうことを考えますと、初夏とか春の深まった、春の深まったというのは変ですけれども、そういったところに再度この部会でご議論頂いて最終化するというのが1つのスケジュールとしては考えられると思います。もちろんいろいろな状況によって前後するということはございますが、最初から秋あるいは年末までということを考えているということではございません。

○安藤部会長 弥永委員。

○弥永委員 私もこの中間報告案には基本的に賛成です。現段階ではこの方向で良いのではないかと考えております。

2点ほど意見を述べさせて頂きたいのですが、1つは、強制適用について慎重であるということに対して、ちょっと引けているのではないかとご指摘があるわけですが、比較可能性ということ例えば東証さんが非常に重要と思われるのであれば、任意適用の段階であっても、東証のルールとして、東証に上場している企業についてはIFRSによることを要求するという選択肢ももともとあるわけでございます。他の証券取引所は国内のより小さい市場、あるいは新興市場なので強制しないという、このような選択肢だってあるわけです。したがって強制適用と申しましても、やはり金融商品取引法上強制するかどうかというのはやはり慎重に考える必要があると思います。したがって、現段階で強制適用を約束していないからといって、それが直ちに問題だとは言えないのではないかとというのが1つめの意見でございます。

もう一つ、現段階では任意適用なので、それほど大きい問題はないかもしれませんが、先ほ

ど辻山委員もご指摘になられていましたように、実はこの I F R S の基準をそのまま丸飲みするというを法令上認めてしまうということには若干問題があり得ます。現在、米国基準を認める、連結財務諸表について米国基準を認めていることについても、元来一定の範囲で排除できる余地、金融庁長官が特に指示をする可能性があるという点で、必ずしも全面適用を従来認めてこなかったという経緯もあるわけです。このようなことも考えると、この13ページに書いてあることは、これまで米国基準を認めてきた歴史を前提とすれば、決して突出しているわけではないのではないかと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

辻山委員、どうぞ。

○辻山委員 先ほどオーストラリアの事例をご紹介するときに、必ずしもメッセージがよく伝わらなかったかもしれませんので、ちょっと念押しではございますが、発言させていただきませう。先ほどから出ている I F R S を導入すると比較可能性が高まるという議論について、オーストラリアは比較可能性を損なうということを覚悟で I F R S に踏み切ったということです。I F R S 中の選択肢を制限していた基準から選択肢を増やすことによって、I F R S のフルアダプションの方をとったわけです。I F R S の中味をよく見てみますと、I F R S を適用すると本当に比較可能性は高まるのかということは精査してみないと分かりません。例えば、1つの例が I A S 第 1 6 号では固定資産の再評価ということを認めています。I F R S ではそれを容認しているわけですから、そういうことを実際に I F R S を導入した企業が行うことが考えられます。先ほどご紹介した I F R S の中に認められているさまざまな選択肢、これが I F R S をアダプトした後に、企業がその選択肢の中で自由に使ってくるわけですから、I F R S を導入すると比較可能性が直ちに高まるという議論は少し留保したほうが良いのではないかなと思います。

それから、もう一つの例は、フェアバリューオプションです。フェアバリューを使っても良いし、使わなくても良いということです。ですから、I F R S を導入すると直ちに比較可能性が高まるということについては、ちょっとそうは言えないのではないかとということでオーストラリアの事例をご紹介しました。

最後に、この中間報告については、そういう面にも十分に配慮されて、非常によく書かれているということで賛成いたします。失礼しました。

○安藤部会長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 いろいろ意見が出ていますが、強制適用の時期というのはやはりある程度はつき

りしたほうが良いなというのは私も思っております。これは先ほどからコストの話が出ていましたが、特にJ-SOXの導入のときにコストがかかったという話が出ています。今、現に始まっているわけですが、これは先行事例としてアメリカのSOX法から始まっているものから、実務が日本にはないわけです。米国を前例にして導入を進めてきたということで、特にコンサルティング会社、監査法人も含めて、導入について日本における先行事例がないということもあって、そういう意味で非常に細かいところまで、詳細なものまで求めるようなことが行われたように聞いています。

しかし、それはどうしてそうなったかと言いますと、決めるべきものがなかなか決まらないという状況の中で、直近になって決まるというような状況があったわけで、やむを得なかった面もあると思います。結果的には、先に行ったものを参考にして、前者の轍を踏まないということでやられたということで、結果として決める時期が遅れることによってコストがかかるということだと思います。

今度のIFRSの問題も同じようなことが起こるのではないかと予想されます。既にEUでは行っているわけですが、その中で参考になるものを取り入れながら、ある程度はっきりした形で強制適用の時期を言っていくということが必要ではないかというのが私の考えです。

それから2つ目ですが、この会社法の問題で、連単分離ではなく連結先行ということで話は進んできているわけですが、これは先ほどから申し上げておりますとおり、連結財務諸表だけではなく、個別についても当然考えていくということが前提だと思います。そのためには、制度的な枠組みの調整をしていく必要があるだろうと思います。これは現在の会計基準そのものが、上場会社から町の八百屋さんに至るまで会計基準を使う仕組みになっております。ですが、これも1回目のときにお話ししましたとおり、やはり公開している会社、4,000社に対するものと、250万社に及ぶ中小企業まで全部含めて一括した会計基準、同じ画一的な会計基準を使うというのは非常に無理があると私は思います。実務にタッチしている立場から見ますと、やはり大会社と言われるところと、それから中堅規模のところと、零細企業と言われるところと、基準は違っていいわけで、これはイギリスの例を最初のご紹介しましたが、そういうことが行われるべきではないかと思います。公開会社については、これはグループとして考えて1つの基準を使っていくということが望ましいと思います。そのためにはやはり制度的な枠組みを調整する必要があると思います。今日も法務省の方がお見えになっておりますが、やはり会社法の改正の中で、公開会社に関する規制をきちっと決めて、会計基準についても検討していくということが必要だと思います。それが前提でこの連結先行という話になると私は理解し

ております。

○安藤部会長 事務局から何かありますか。

では、ほかに。それでは、新井参考人。

○新井参考人 参考人という立場で、I F R Sの翻訳の現状について説明いたします。冒頭、三井課長からA S B Jのほうでやられているということをご説明頂いたわけですが、この中間報告案の13ページを見ますと、任意適用の時期については2010年3月期ということが例示されております。そして、実際、このような会社がI F R Sで財務諸表を作る場合には、日本語翻訳版をそのまま適用することが考えられるというのが13ページの③の第2段落に示されているかと思えます。また、同様の内容が7ページにも入っております。そこでI F R Sの翻訳について説明しますと、現在、I A S C Fと私どもの財団の財務会計基準機構との間で翻訳の契約を結んで行っております。そういう翻訳の契約を結んだうえで、A S B JのスタッフがI F R Sの個々の基準について翻訳し、スタッフを中心にしたレビュー委員会でチェックを行い、実務の参考という位置づけで公表しております。現在、それを2年に1度ぐらいの間隔で公表しているところですが、これを今度は日本語翻訳版が会計基準として使われるということになった場合には、英語原本と翻訳版で解釈の相違が生じる可能性があるわけです。そういう場合に、特に、本当はこうだという意見が英語で理解をしている方から出てきた場合にどうするかという問題があります。

また、今申し上げましたように、今まで実務の参考というレベルだった翻訳版を会計基準として適用するに当たっては、今までとは違う体制整備をしなければいけないことになり、また、そのデュー・プロセスをどうするかという点も出てきます。

選択適用はできるだけ早期に導入したほうが良いと考えていますが、これらの点も含めて今後どういうふうに取り組んでいく必要があるかということを検討しなければならない状況にあることについてご理解を賜ればと考えております。

○安藤部会長 逆瀬参考人、どうぞ。

○逆瀬参考人 1点のみですが、先ほど東証の斉藤社長さんのお話の中に、本文の7ページにあります教育訓練について、私どものほうへの期待があるということでご意見として承りました。もともとI F R Sはプリンシプル・ベースということもあって、現実にI F R Sに切り換えるといった局面においては、作成者と監査法人との間の詰めた精細な議論が前提となり、その中で解釈とか判断が行われていくということだろうと思えます。I F R Sへ取り組む場合には、やはり監査法人と作成者間のやりとりが、普通の姿になっていくということがまず想起さ

れるわけでございます。

そして、私どもは基準開発が本業でございますが、先ほど三井さんのお話にもありましたように、また新井のほうからも申し上げましたが、翻訳については現在A S B Jが、遅ればせながら行ってきたという状況でありますから、今後も、しかるべき体制の中で行うという脈絡で考えれば、私どもが研修といったサービスを行うこともあながち否定はできないというわけではあります。

しかし、先ほど申し上げたようにプリンシプル・ベースの基準への取り組みということを前提にしますと、研修の対象であるとか、その研修のタイミングであるとか、あるいは恐らく多岐にわたる研修者のニーズといったようなものも踏まえた形で、責任ある対応を行うことは、恐らくかなり難しいが、この点については可能な範囲で検討させて頂きたいと思っております。

なお、私どもが開発する日本基準につきましては、これまで以上に教宣活動をするということがございまして、現在例えばEラーニングといったような工夫を重ね合わせながら、研修活動に取り組んでいくことを前向きに考えております。

以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。池尾委員、どうぞ。

○池尾委員 15ページの強制適用の判断時期の話ですが、私は原案をむしろ支持したいと思います。2012年を目途ということだと、対米追従的に見られるのではないかとか、もっと踏み込んで決めたほうがコストが少なくて済むというご意見があったわけですが、確かにそうしたご意見に一理あることを認めるのはやぶさかではございませんが、やはり大もとの不確実性の存在は無視できないと思います。アメリカがどういう判断をするかを含めて、今後の数年間にわたる世界の資本市場がどのような展開を示すかということについての大もとの不確実性が存在する以上、慎重な判断をするスタンスは私としては適切だと思いますので、むしろ原案を私は支持したいと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 先ほどちょっと教育の話が出ていましたが、今、日本公認会計士協会は会計教育財団というのを作ろうと考えています。これは基本的には会計士試験の合格者、去年新たに3,000人合格したのですが、そういう人達の教育が中心になります。これに加えてこういった大きなIFRSみたいなものについては、現在実務を担当している監査法人、会計士も、身に

つけていかなければならないということで、特に大監査法人は自前で教育ができますが、中小個人の事務所はなかなか大変な状況にあるということで、この財団でやっというと考えています。ただいかんせん会計士協会は非常に財政的に厳しい状況でございますので、ここはやはり経済界だとか、あるいは企業会計基準委員会等のご賛同を頂きまして、ぜひともこの教育財団にご参加頂きたいと思っています。

これは企業側も特に I F R S に対する体系的な教育、1日やればできるというような簡単なものではないわけで、相当な時間をかけてやる必要があるわけです。そういう意味では組織的・体系的な教育をするということが当然必要なわけです。これは当然、学会の方にもご協力頂かなければいけないのですが、残念ながら I F R S に関して詳しい方は少ないわけで、これは日本全体でそうだと思います。監査法人も含めて非常に厳しい状況でありますので、そういった中で教育研修をやるためには衆知を結集した組織が必要だろうということで、今年中には作りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○安藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

岩原委員。

○岩原委員 私もこの中間報告の案を支持したいと思っております。先ほど池尾委員がご指摘になった点は、私は全く同感でありまして、不確実性が非常に高い現状においては、このようなスタンスが基本的に望ましいと考えております。

その上で、若干つけ加えさせて頂きますと、16ページの個別財務諸表の取り扱いについて、かなり慎重な書き方をして頂いたことは大変ありがたいことだと思っております。やはり個別財務諸表に関しては、ここに書いてございますように、会社法の配当規制、あるいは会社法上の開示との関係、それから税法との関係が非常に重い問題になってきますので、中小会社を含めて検討する必要があるございまして、ここはぜひ慎重に検討する必要があると思っております。そのような意味では、前のほうにある連結先行の部分も、個別財務諸表が直ちについてくるということを当然には前提にせず、連結財務諸表についてまず考えましょうという意味で、両者が食い違うことがありうることもやむなしというところにウエートがあると私は考えております。

それと同時に、先ほど斎藤（静）委員が、連結財務諸表についても会社法上の問題が生じ得るのではないかとご指摘になりましたが、これは非常に重要なご指摘と考えておりまして、連結財務諸表については任意適用を認めるということも簡単な問題ではない可能性があり得ます。配当との関係は先ほど斎藤（静）委員からご指摘頂きましたし、また開示の面でも会社法444条の連結計算書類の開示への影響につきましても、両者の間に適用範囲の違いとかありますの

で、詰めておく必要があるかと考えております。

その上で、その問題にも関わるのですが、13ページの先ほど黒川委員がご指摘になった「③任意適用時において適用する I F R S」のところで、③の下から4行目のところに「『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』とは認められない場合には、当局として、当該部分の適用を留保すべき場合がある」というこの表現は、いろいろ考えさせる部分があるのではないかと考えています。この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」というのは、これは金融商品取引法の文言ではなく、会社法431条の株式会社の会計の原則を定めた規定のほうの文言を使っているわけですが、これは会社法上の適法な計算書類を作成する上で必要な企業会計の基準に該当しない場合とはいうことを意味してお書きになったのでしょうか。金商法のほうですと、むしろ金融商品取引法193条に基づき財務諸表等規則1条が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という言葉を使っているわけですが、本来は金商法上の問題としてはこちらに該当するかどうか問題になるわけですが、それをあえてこのような表現を使ったのは、どのようなお含みでお使いになったのでしょうか。

これはある意味で、会社法会計と金商法会計の関係をどう理解するかという根本問題や、平成20年の旧長銀に関する最高裁判決をどう読むかという問題にもかかわってきますので、この書き方はかなり慎重にする必要があるのかなと思います。

それから、「当局として」というこの言葉が、当局というのは具体的に一体誰を指すのでしょうか、誰がどのような手続でこういうことをやるのでしょうか。これはある意味で言うと、金商法上の、先ほどの財務諸表等規則1条の公正な会計基準というのがまさにこれは規範としてどのように形成されるべきかという問題にもかかわってきますので、これも文章として書くときは慎重にこの意味をきちんと押さえておかないといけないと存じます。具体的に「当局」とは何を考えているのかということが多分聞かれることになると思います。

金商法上のこの会計基準というのは、現在ではアメリカの連邦証券法に倣って、金商法193条は単に「一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」ということだけを規定し、それに基づいて先ほどの財務諸表等規則1条の規定があり、実質ここで言う「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として、例えば企業会計基準委員会が作成された文章等が当たるという解釈に基づいてやっているわけだと思います。そうすると、まさにここで議論している I F R S の議論というのは、I F R S を企業会計基準委員会などが作成されるそういう会計の基準として認める、それをまた金商法上そういうものとして受けとめて、財務諸表等規則1条や金商法

193条上の「一般に公正妥当と認められる会計の基準」として受け入れるということを企業会計審議会として了承するということを意味するのか、ここで議論していることの法的な意味もきちんと押さえておく必要があるのではないかなという感じがします。

以上です。

○安藤部会長 今の点について、特に最後の点について、三井課長。

○三井企業開示課長 このところは少し説明を要すると思います。もしかすると軽率だったかもしれませんが、会社法用語を引いているのはおっしゃるとおりでございます。実は財務諸表等規則ではなく、金商法193条が念頭にありまして、ここでの書き方は本当は「一般に公正妥当であると認められるところ」と書いたほうが正しかったのかもしれませんが。実は「ところ」と書いて、「『ところ』は『会計基準』のことだろう」と読んでもらえるだろうかと悩みまして、財務諸表等規則という内閣府令レベルに下りたくなかったものですから、あえてここでは会社法を引かせて頂きました。

会社法を引いてもいいかなと個人的に思ったところは、平成10年の整理では、利害調整の役割は会社法にあります。会計基準はそのベースとなるのは情報提供であるとされた上で、その情報提供の機能を有する会計基準によって提供された情報に基づいて加減乗除することにより配当可能利益を算定すると整理がされていると理解されています。その意味では、平成10年以来、基本的に企業会計基準というものは会社法と金商法で同一のものに立脚してきておりまして、少なくともコンバージェンスのプロセスではそのようにしてきたと思っておりまして、若干浅はかではあります。が、「ところ」というよりは「企業会計基準」という意味の分かる言葉を選んでしまったというわけでございます。

実は財務諸表等規則を使わなかった理由は、IFRSを日本企業に認める場合に、今の財務諸表等規則の書きぶりのままで良いか、変える必要がないか事務的に検討する必要があると考えておりまして、その意味では、財務諸表等規則を前提としてここで書くわけにはいかないであろうと考えた次第であります。

もう一つは、実際にこれがエンフォースされていくプロセスでは、最終的に個別ケースについての法適合性を判断する最終権限は裁判所にあるわけですが、事前にどのように適用するかというところでは有価証券届出書と有価証券報告書は金融庁、財務局が受け取る必要がございまして、その際に適法なものとして受け取るかどうかということを一時的には私どもが判断しなければならないことになろうかと思います。

一方、会社法上どうかということになりますと、法務省が受け取っているわけではなく、裁

判所が判断する、そういったところがあるかもしれません。

ということで、当局というのは少し広くとらまえておまして、金融庁か法務省かということではなく、それぞれのアクションを起こすに当たって、公権力として何らかの対応をしなければならないところ、一義的には上場会社に I F R S を適用するということであれば、受け取る財務局の窓口であり、それを審査する財務局、金融庁であり、そして調査・監視をする監視委員会というところが、まずフロントラインとしてはあり得ます。その後、課徴金手続になれば審判官、あるいは裁判所といったこともあり得ましようし、さらに、例えば虚偽表示による裁判であれば、その民事の裁判規範としてどうか、刑事規範としてどうか、このように重層的に対応せざるを得ないわけです。当局に裁判所まで入れるつもりはございませんが、公権力のフロントラインに立っている者としてまずはどうするかということを考える必要があると書きたかったということでございます。

その最後の2行、「当局として」のくだりにあります、「手続を検討することが適当である」ということで、当然ながら全体の方向性を決める場合にはこの部会でということになるかと思いますが、その後どうするかについては、今後 I F R S は改訂され続ける可能性がありますので、その度ごとにこの部会を開くのかどうかは検討する必要があるかと思いますが、それから実際には A S B J が日本の会計基準設定主体であり、かつ、ここからが重要でして、I A S B は各国におけるいろいろな活動においては、各国の基準設定主体を尊重するというポリシーをとっており、実態としても各国の会計基準制定主体が各国の声を会計基準設定プロセスに反映させるのに重要な役割を負っています。したがって、公正妥当と認められるという商慣行たるものかどうかということは、A S B J を通して実現されていくことになりますので、一番そこに情報が蓄積されていくことになろうかと思いますが。

したがって、この場でいきなり A S B J を指名するというのも乱暴ですし、またこの会を何回も何回も基準改訂のたびごとに開くということまで決めるのもいがかかなと思ひまして、ここでは結論を出していないということでございます。書いた者の気持ちとしてはこういうことでございます。

○安藤部会長 斎藤静樹委員、どうぞ。

○斎藤（静）委員 今の岩原委員のご発言はプロのご発言ですので、黙ってお伺いするしかないのですが、一番最後に、連結先行と言っても必ずしも個別がそれについていくとは決まらないという含みでおっしゃったことについては、私は危惧を感じます。それは要するに連単分離という議論になりますが、私は日本の制度で連単分離ということは事実上不可能だと思ひてい

ます。まず原理原則を言えば、子会社であれば連結しますが、子会社を合併してしまえば単体になりますし、逆に自分の単体の仕組みの中で、事業を分離して子会社にすればすぐ連結になりますので、実態は何も変わらないけれども、組織を単に名目的に変更するだけで、連結と単体の基準を使い分けることも可能です。そういうシステムでは、一般論として会計基準そのものの信頼性を根底から揺るがすことになると思います。

それから、もう一点は、先ほど申し上げましたが、日本の制度上、特に会社法制度上、連結の概念が既に入ってしまったっており、それが個々の配当制限にまで及んでいます。そういう仕組みの中で連単を分離するということには、私は危惧を感じておりますので、考え方としてはやはり連結先行であって、個別単体はそう遅れずに連結についていくという体制は念頭に置いておく必要があるのではないかと考えています。

○安藤部会長　そろそろ時間が近づいておりますが、特にご発言はありますでしょうか。では、そろそろよろしいでしょうか。

それでは、本日はこの中間報告案につきまして多くのご意見を頂戴いたしました。多くの委員の皆様から米国の動向や金融経済情勢が不透明であることを前提としつつも、作成者の準備や国際的な意見発信の観点から、適用時期、判断時期を明確にすべきであるというようなご意見、それから強制適用は段階的な適用を認めるべきであるというようなご意見、それからコスト負担に配慮すべきであるといった内容を報告書案に記載すべきとの意見が出されました。他方で、代替案を提示しつつ、本日お示しした中間報告案のトーンを総論として支持するご意見も多く出されました。

したがって、私といたしましては、本日出されました意見を明らかにした上で、とりあえずこの中間報告（案）に多少の修正を加えた上で公表し、広く意見を求めることにしてはどうかと判断いたしますが、いかがでしょうか。

それでは、そのようにさせて頂くということで、今後進めさせていただきます。

事務局から何か事務的な点についてコメントがあればお願いします。

○三井企業開示課長　今、部会長から全体のトーンとしてはこの案で、多少修正をというお話がございました。なお、本日幾つか修正あるいはご意見ということで頂いているところがございます。

まず、任意適用の範囲でございまして、幅広い企業ができるということで、誰もかれもということになってはいけませんので、それなりのきちんとした対応ができる必要があることが明記されている必要があるのではないかとご意見が島崎委員からございました。実際には財務

諸表等規則でいろいろな要件を具体的に書くということになると思います。

また、ほかの方から承認手続などの要件を加えてはどうかというご意見もございまして、その点についても具体的に承認ということにするのか、あるいはもう少しソフトなものにするのかというところは要検討かと思えます。

その上で、今の案では、まず11ページのところで重層的に幾つか要件を重ねておりまして、継続開示の他に、「かつ」のところでIFRSによる財務報告についての適切な体制を整備しているということが1つ目の要件、それから9ページのところで書かれています準備、会計方針、会計マニュアルのようなものを作り、その上でそれを開示しているということが2つ目の要件でございます。

したがって、会社としてはIFRSできちんとできるという体制を整備し、かつ、社内会計マニュアル等を定めた上でそれを開示し、更に国際的な財務活動なり周知性の要件を満たして頂いたものと、このような三段構えを考えている次第でございます。

したがって、それを誰が確認するのか。一次的にはまず会社の経営陣、取締役会であり、二次的には外部監査人ということになります。そして、それを当局の許認可にかからしめるのか、あるいは、それが確認されているものを受け取り、事実行為として何かするのかというところは私どもで検討させて頂きたいと思えます。

それから、監査についても要件が要るのではないかとということで、最初の説明で私は飛ばしてしまいましたが、前回12月にも掲げていた点で、9ページの「ハ. 監査人」のところでございます。パラグラフが2つありますが、2つ目のパラグラフの下から2行、3行のところでございまして、「例えば」というところで、「IFRS監査に関与する監査人は、一定の教育、研修等を受けていること、監査事務所における審査体制の整備を要件とすること」といったことを、実は12月の論点メモに書かせて頂いておりまして、それをそのまま記載しております。これを具体的にどうしていくかということをお今日直ちに決める必要はないと思えますが、この2010年3月期ということであれば、それまでの間に実務家の中で段取りを考えていくということが必要かと思えます。

それから、書き方のところで、トーンというよりは細かいところになるわけでございますが、強制適用への移行の仕方のところでございます。16ページで「一斉に移行する」としておりまして、他のところにはいろいろな風鈴がついているのにここだけ書き切っているのは、確かにドラフトとしてはやや練れていなかったところがあるかと思えます。ここで考えていましたのは、例えば日本企業ですと子会社上場、大会社の子会社が上場していることがございます。

そうすると、子会社上場自体の是非という問題は別途あるわけですが、仮にその状態で時価総額基準で考えますと、親会社は時価総額が大きいということで、早期適用、Accelerated Filerになって、親会社が I F R S でファイリングしますので、上場している子会社も当然 I F R S でファイリングをすることになる。インセンティブも能力もあるにもかかわらず、子会社は時価総額要件に引っかかってファイリングできないというのがアメリカの姿になるわけです。若干それだとどうかなということがありまして、機械的な時価総額の段階適用というのは少しまずかろうという判断があります。

片や、おっしゃるとおり、そもそもベーシックなところで準備状況、対応状況を見た上で最終判断をすると言っておきながら、一斉適用というのはやや矛盾するところがありますので、そこは準備状況、実務の諸課題を見て、ここのところはフレキシブルに考えるということを書かないと、やや論理的に文章としておかしいことになりますので、検討の上、修正させていただきますと思います。

コストの点はおっしゃるとおりのところがありますが、書き方が難しいところがございますので、部会長と相談させていただきたいと存じます。

それから、開示のほうは制度とも関わりまして、また財務諸表等規則は先ほど申しましたようになりかなり改正を要すると思います。実際に I F R S を任意適用するためには財務諸表等規則の改正をする必要があらうかと思っておりますので、そこはまた改めてどのようにするのかご相談させていただきますと思います。

全体のトーンにつきましては、部会長と相談してではございますが、今日特に多くの方々から、これではロードマップとしてはふらふらしているというか、慎重過ぎるというご意見が出ていたかと思っております。片や、原案を支持されている方も何人かいらっしゃいましたので、その旨をはっきり明示した上で、パブコメに出すということを部会長と相談させていただきたいと思っております。

○安藤部会長 なお、中間報告案について、意見を求める期間でございますが、これは個人的には広く意見をお聞きしたいという観点から長目にとってはどうかと考えております。先ほど2カ月ぐらいという発言がございました。それで、詳細につきましては、部会長である私にお任せ頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今後の当部会の審議の進め方につきまして、事務局から説明して頂きます。

○三井企業開示課長 先ほどの質疑のところでも少し決まってもいないことを申し上げさせていただきましたが、パブリックコメントを少し長目にとらせて頂きまして、寄せられた意見を事務局

で整理し、改めてこの部会でご議論頂きたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○安藤部会長 ありがとうございます。今後の日程につきましては、事務局より改めてご連絡させていただきます。

それでは、これにて閉会いたします。本日はご多忙のところご参集頂きまして、ありがとうございました。

午後 0時05分 閉会